



福岡医発第 1203 号 (地)
令和 6 年 7 月 17 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

筑後市子ども医療費等助成制度の改正について

今般、筑後市において、令和 6 年 10 月 1 日診療分から子ども医療・重度障害者医療・ひとり親家庭等医療費助成制度について、下記のとおり取扱いを変更（拡充）する旨、通知がありました。詳細につきましては、別紙をご参照ください。

つきましては、10 月以降の診療に際しては、新医療証にて受給資格の確認を行っていただきますよう、貴会会員への周知方よろしく申し上げます。

記

1. 変更内容

(1) 子ども医療

対象年齢を「中学 3 年生まで」から「高校生世代 (※) まで」に拡大
小学生～高校生世代 (※) の自己負担額を変更
通院：1,000 円／月（薬局除く）、入院：徴収しない（自己負担なし）

(2) 重度障害者医療

小学生～高校生世代 (※) の自己負担額を変更
入院：徴収しない（自己負担なし）

(3) ひとり親家庭等医療

小学生～高校生世代 (※) の自己負担額を変更
入院：徴収しない（自己負担なし）

(※) 高校生世代…18 歳に到達後、最初の 3 月 31 日までの者

2. その他

有効期間の始期が令和 6 年 10 月 1 日であることをご確認ください。
対象者には新しい医療証を 9 月末までに送付します。

以上

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

公益社団法人 福岡県医師会
会 長 蓮澤 浩明 様

筑後市長 西田 正治

子ども医療費等助成制度の改正について（お知らせ）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より本市の医療費助成制度の運営につきましては、格段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、令和 6 年 1 0 月 1 日診療分から子ども医療・重度障害者医療・ひとり親家庭等医療費助成制度について、下記のとおり取扱いを変更（拡充）することになりましたのでお知らせします。（詳しくは別紙をご参照ください）

つきましては、1 0 月以降の診療に際しましては、新医療証にて受給資格の確認を行っていただきますよう、貴会会員へのご周知をお願いいたします。

今後とも本市医療費助成制度の実施にご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 変更内容

（1）子ども医療

対象年齢を「中学 3 年生まで」から「高校生世代（※）まで」に拡大

小学生～高校生世代（※）の自己負担額を変更

通院：1, 000 円/月（薬局除く）、入院：徴収しない（自己負担なし）

（2）重度障害者医療

小学生～高校生世代（※）の自己負担額を変更

入院：徴収しない（自己負担なし）

（3）ひとり親家庭等医療

小学生～高校生世代（※）の自己負担額を変更

入院：徴収しない（自己負担なし）

（※）高校生世代・・・18 歳に到達後、最初の 3 月 31 日までの者

2. その他

有効期間の始期が令和 6 年 1 0 月 1 日であることをご確認ください。

対象者には新しい医療証を 9 月末までに送付します。

【お問い合わせ先】

〒833-8601 筑後市大字山ノ井 898

筑後市役所 市民課 公費医療担当

電話：0942-65-7016（直通）

令和6年
10月から

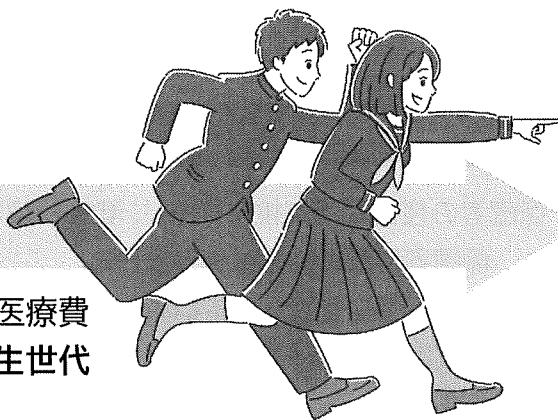
高校生世代まで

入院医療費 自己負担がゼロに

筑後市では、令和6年10月1日診療分から、子ども医療費助成制度の対象年齢を「中学3年生まで」から「高校生世代まで」に拡大します。

さらに高校生世代までの入院について、医療証の種類を問わず、自己負担なしになります。

※「高校生世代まで」…18歳に到達後、最初の3月31日まで(学生ではない人も対象です)



子ども医療費助成制度の改正

◆令和6年9月30日まで

	自己負担上限額 (1医療機関あたり)	
	入院	通院
就学前	自己負担なし	自己負担なし
小・中学生	1日500円 (月7日限度)	月1,200円 まで
高校生世代	(助成なし)	(助成なし)

◆令和6年10月1日から

	自己負担上限額 (1医療機関あたり)	
	入院	通院
就学前	自己負担なし	自己負担なし
小・中学生	自己負担なし	月1,000円 まで
高校生世代	自己負担なし	月1,000円 まで

重度障害者医療費助成制度の改正

	自己負担上限額 (1医療機関あたり)	
	入院	通院
小・中学生	自己負担なし	月500円 まで
高校生世代	自己負担なし	

ひとり親家庭等医療費助成制度の改正

	自己負担上限額 (1医療機関あたり)	
	入院	通院
小・中学生	自己負担なし	月800円 まで
高校生世代	自己負担なし	

- 健康保険の診療対象となる医療費の自己負担相当額のうち、上記の費用を除いた額を助成します。
- 薬局での自己負担はありません。
- 入院中の食事代や個室代、健康診断、歯科の特殊な材料などの健康保険がきかない費用は、助成の対象となりません。
- 未熟児養育医療などの公費負担が適用される場合は、その制度を優先したうえで、なお残る自己負担相当額から上記の費用を除いた額を助成します。

子ども医療費の助成を受けることができる人

保護者の住民票が筑後市にあり、健康保険に加入している「高校生世代まで」の人が対象です。

- 保護者の所得制限はありません。
- 生活保護を受給されている人は、助成を受けることができません。
- 重度障害者医療費やひとり親家庭等医療費の助成が受けられる場合は、そちらを優先して適用します。

申請が必要な人

《高校生世代》

- 中学3年生の年度末まで筑後市の子ども医療費助成を受けていた人は、原則、申請は不要です。
- 令和6年6月30日時点で筑後市に住民票があり、申請手続きが必要な人には、令和6年7月中旬に「子ども医療費受給資格認定申請書」を送付予定です。
- 令和6年7月1日以降に筑後市へ転入した人は、筑後市役所市民課公費医療担当へ申請が必要です。
- 保護者の住所が筑後市にあり、子どもは市外に住民票がある場合、筑後市の子ども医療証を持つことができる場合があります。市民課公費医療担当へお問合せください。

《中学3年生までのお子さん》

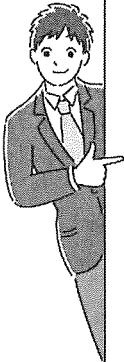
- 現在、子ども医療証をお持ちの場合、申請手続きは不要です。

《重度障害者医療証・ひとり親家庭等医療証をお持ちの方》

- 申請手続きは不要です。

医療証について

- 子ども医療証(黄色)、重度障害者医療証(ピンク)、ひとり親家庭等医療証(オレンジ)は、令和6年9月末までに送付します。



申請・お問合せ先

〒833-8601
福岡県筑後市大字山ノ井 898
筑後市役所 市民課 公費医療担当
電話:0942-65-7016

